

令和6年10月31日

報道機関 各位

村上市

議会の議決を経ずに行った財産（動産）の取得について

標記について、本来、議会の議決を経るべき契約につきまして、議決を経ていない事案を確認いたしましたので、ご報告いたします。

概 要

地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経るべきところですが、議会の議決を経ずに動産を取得していた事案が6件あることが判明いたしました。

案 件

契約年度	内 容	予定価格
令和元年度	小学校用指導書購入契約	20,855,120 円
令和元年度	村上市ごみ指定袋作成に係る契約	28,710,000 円
平成30年度	村上市ごみ指定袋作成に係る契約	30,113,640 円
平成29年度	村上市ごみ指定袋作成に係る契約	30,402,000 円
平成28年度	村上市ごみ指定袋作成に係る契約	32,398,380 円
平成27年度	村上市ごみ指定袋作成に係る契約	37,983,600 円

原 因

取得した物品が消耗品であり、議会議決を要する財産（動産）には当たらないと誤認していたことによるものです。

対 応

今後、議会に取得に関する追認の議案を提案する予定です。

再発防止策

議会議決を要する財産取得の事務については、条例に則って適切に執行するよう、徹底してまいります。

【問い合わせ】

・ 小学校用指導書購入

担当：教育委員会 学校教育課（小川、中山）

電話：0254（72）6882

・ 村上市ごみ指定袋作成

担当：環境課（阿部、宮村）

電話：0254（75）8932

・ 契約に関する事項

担当：財政課（榎本、立花）

電話：0254（75）8923